

必要な知識及び技能を有する者の指定

平成4年7月1日

消防局告示第3号

改正 平成 5年 9月28日消防局告示第 1号 平成13年 6月 1日消防局告示第 1号
平成17年10月28日消防局告示第 2号 平成23年 1月28日消防局告示第 1号
平成31年 1月29日消防局告示第 1号 令和 3年 3月26日消防局告示第 1号

東大阪市火災予防条例（昭和48年東大阪市条例第38号。以下「条例」という。）第3条第2項第3号、第14条第1項第11号及び第21条第1項第14号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を次のように指定する。

1 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第10条、第11条、第11条の3第2項及び第11条の4第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第5条第2項、第10条及び第11条において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）

(2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士資格を有する者

2 条例第14条第1項第11号（条例第11条の2第1項及び第3項、第14条第3項、第14条の2第2項、第15条第2項及び第3項、第16条第2項及び第4項、第17条第2項、第18条第2項並びに第19条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

(2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

(3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格

した者（自家用発電設備専門技術者）（条例第１５条第２項及び第３項において条例第１４条第１項第１１号を準用する場合に限る。）

(4) 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者）（条例第１６条第２項及び第４項において条例第１４条第１項第１１号を準用する場合に限る。）

(5) 公益社団法人日本サイン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）（条例第１７条第２項において条例第１４条第１項第１１号を準用する場合に限る。）

３ 条例第２１条第１項第１４号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

附 則

この告示は、平成４年７月１日から施行する。

附 則（平成５年９月２８日消防局告示第１号）

１ この告示は、平成５年１０月１日から施行する。

２ この告示の施行の際、現に改正前の告示第１項第１号ア及び第３項の規定により指定された財団法人日本石油燃焼機器保守協会が行う石油燃焼機器技術講習を修了した者（石油燃焼機器点検整備士）については、平成９年９月３０日までの間に限り、改正後の告示第１項第１号ア及び第３項に規定する必要な知識及び技能を有する者とみなす。

附 則（平成１３年６月１日消防局告示第１号）

１ この告示は、公布の日から施行する。

２ この告示の施行の際、現に改正前の必要な知識及び技能を有する者の指定第１項第１号ア又は第３項の規定により必要な知識及び技能を有する者として指定を受けている者は、改正後の必要な知識及び技能を有する者の指定第１項第１号ア又は第３項の規定により必要な知識及び技能を有する者として指定を受けた者とみなす。

附 則（平成１７年１０月２８日消防局告示第２号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年１月２８日消防局告示第１号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年１月２９日消防局告示第１号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月２６日消防局告示第１号）

この告示は、公布の日から施行する。